

栗東市告示第60号

第5期栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年4月13日

栗東市長 野村 昌弘

第5期栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第112号）第88条第1項の規定による栗東市障がい福祉計画（以下「障がい福祉計画」という。）及び児童福祉法第33条20第1項の規定による栗東市障がい児福祉計画を一体的なものとして第5期障がい福祉計画を策定するため、栗東市障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第4期障がい福祉計画の検証に関すること。
- (2) 第5期障がい福祉計画案の策定に関すること。
- (3) その他障がい福祉計画案の策定に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体・機関を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から第5期栗東市障がい福祉計画案を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年5月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。